

外国特許トピックス

2020年1月
特許業務法人志賀国際特許事務所
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

欧州特許とその主要加盟国における費用比較(2020年版)

PCT からイタリアへの直接移行が、2020年7月1日以降のPCT出願より可能となります。欧州各国で特許取得する場合、欧州経由で登録するか直接その国に出願するかを選択は、出願国または出願国数により費用面に大きく影響します(指定国によりますが2ヶ国目を指定する場合から欧州特許の方が安くなります)。今回は欧州特許の指定国として権利取得する場合と、その国に直接出願して権利取得する場合の費用比較を、以前(2016年10月の外国特許トピックス)紹介した欧州主要加盟国ドイツ、フランス、イギリスの情報更新とともに、イタリアを追加して紹介いたします。

※固定条件…英語明細書:10,000語/請求項:10項/中間応答:2回(欧州特許はサーチレポート応答とOA 応答2回の計3回)/登録:出願から5年/欧州代理人所在地:ドイツ/€1.00=120円/£1.00=¥145円
※費用は現地代理人および庁費用の合計です(弊所費用は別途発生いたしますが、差額に大きな影響が無い
ため省略いたします)。

※中間応答費用はOA内容等により変動しますが、ここでは1回の応答につき¥200,000と固定いたします。

(1)ドイツ

出願国	出願時費用	審査請求費用	中間応答費用	登録時費用	年金費用	合計
欧州特許(DE指定)	¥380,000	¥270,000	¥600,000	¥400,000	¥2,320,000	¥3,970,000
ドイツ直接	¥500,000	¥60,000	¥400,000	¥30,000	¥2,010,000	¥3,000,000
差額	-¥120,000	¥210,000	¥200,000	¥370,000	¥310,000	¥970,000

ドイツ語翻訳について、欧州特許では登録時に請求項部分のみ翻訳が要求されるのに対し(翻訳費用約¥50,000)、直接出願では出願時に明細書、請求項、および要約の全部翻訳が要求されます(翻訳費用約¥360,000)。年金以外の庁費用(固定費用)について、欧州特許(約¥550,000)と直接出願(約¥50,000)の差額は¥500,000です。他の費用と合わせて最終的に¥970,000の差額となります(欧州特許の方が高くなります)。

(2)フランス

出願国	出願時費用	審査請求費用	中間応答費用	登録時費用	年金費用	合計
欧州特許(FR指定)	¥380,000	¥270,000	¥600,000	¥400,000	¥1,460,000	¥3,110,000
フランス直接	¥580,000	¥0	¥200,000	¥40,000	¥1,130,000	¥1,950,000
差額	-¥200,000	¥270,000	¥400,000	¥360,000	¥330,000	¥1,160,000

フランス語翻訳について、ドイツと同様に欧州特許は登録時に請求項部分のみ(翻訳費用約¥50,000)、直接出願は出願時に全部翻訳が要求されます(翻訳費用約¥420,000)。実体審査について、審査請求制度はありませんが、出願人が調査請求すると特許庁は予備調査報告書を発行し、出願人はこれに対し応答しなければなりません(応答は1回)。結果として、約¥1,160,000の差額が生じます(欧州特許の方が高くなります)。

※フランスではPCT直接移行が認められていないため、第1国出願またはパリルートに基づく出願となります。

(3)イギリス

出願国	出願時費用	審査請求費用	中間応答費用	登録時費用	年金費用	合計
欧州特許(GB指定)	¥380,000	¥270,000	¥600,000	¥400,000	¥1,470,000	¥3,120,000
イギリス直接	¥130,000	¥40,000	¥400,000	¥40,000	¥950,000	¥1,560,000
差額	¥250,000	¥230,000	¥200,000	¥360,000	¥520,000	¥1,560,000

イギリスは現地代理人において翻訳作業が発生せず、また、直接出願の現地代理人費用および庁費用が欧州特許よりも安いこと、欧州特許の合計金額は直接出願のそれより約2倍も大きくなります。

(4)イタリア

出願国	出願時費用	審査請求費用	中間応答費用	登録時費用	年金費用	合計
欧州特許(IT指定)	¥380,000	¥270,000	¥600,000	¥700,000	¥1,630,000	¥3,580,000
イタリア直接	¥420,000	¥0	¥400,000	¥30,000	¥1,120,000	¥1,970,000
差額	-¥40,000	¥270,000	¥200,000	¥670,000	¥510,000	¥1,610,000

イタリア語翻訳について、欧州特許(登録時)と直接出願(出願時)ともに全部翻訳が要求されます(翻訳費用約¥300,000)。実体審査はイタリア第1国出願に対して行われ、他国第1国を優先権主張するイタリア出願に対しては行われません。PCTからイタリアへの直接移行出願に対する実体審査の有無を複数の現地代理人に確認したところ、国際調査報告または国際予備審査報告に基づき実体審査が行われる見込みです(審査請求の要否は未定)。表中の「イタリア直接」はPCT直接移行(審査請求無し/実体審査有り(OA 応答2回))を前提にして¥1,610,000の差額が生じる試算となりました(欧州特許の方が高くなります)。

※翻訳について、パリルートでは優先権証明書翻訳文提出が要求されますが(翻訳費用約100,000円)、PCT直接移行でも要求されるか現時点では不明確なため、上記費用には計上していません。

以上